新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業を支援

# 専門家による 個別相談窓口

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業・小規模事業者等からの経営相談や各種申請等について、専門家が個別に対応いたします。裏面の申込書でご予約ください。

●コンサルタント
株式会社マネジメントパートナー・アオモリ
代表取締役
**千葉裕仁**氏
【対応番号1･3･4･7】

●行政書士
行政書士おさない よろず法務事務所
代表
**長内康之**氏
【対応番号1･2･5･6･7】

●特定社会保険労務士･特定行政書士
鈴木社会保険労務士･行政書士事務所
代表
**鈴木清公**氏
【対応番号1･2･5･6･7】

| 番号 | 【制度名】◇制度内容 | 備　考 |
|---|---|---|
| 1 | 『インボイス制度』について<br>◇現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかを事前にご検討ください | 冊子<br>参照 |
| 2 | 『小規模事業者持続化補助金』<br>◇小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで行う、販路開拓や生産性向上の取り組みを支援する制度です | 別紙<br>１～１２Ｐ参照 |
| 3 | 『事業再構築補助金』<br>◇新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、売り上げの回復が期待しづらい中での事業再構築を支援します<br>新分野展開、事業転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する制度です | 別紙<br>１３～１４Ｐ参照 |
| 4 | 『経営力向上計画』<br>**※国から認定を受けることで、下記の支援措置を受けることが可能です**<br>◇生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援<br>◇計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）<br>◇認定事業者に対する補助金における優先採択<br>◇他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減<br>◇業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援 | 別紙<br>１５～１７Ｐ参照 |
| 5 | ①『あおもり飲食店感染防止対策認証制度』<br>②『飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金』<br>**※①の認証を受けた方は②をご利用できます** | 別紙<br>１８～２１Ｐ参照 |
| 6 | 『黒石市事業復活支援金』<br>◇新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の運営に支障が生じている市内で事業を営む事業者に、事業の維持又は継続のための支援として、支援金を交付します**【申請期限】令和４年８月１日（月）必着** | 別紙<br>２２Ｐ参照 |
| 7 | 事業承継、相続、資金繰り、建設業・運送業許可申請、業務改善助成金、雇用調整助成金、その他経営上のお悩みについて | |

裏面に申込書等があります。